

証券コード 8095
平成29年2月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町四丁目8番2号

イワキ株式会社

代表取締役社長 岩 城 修

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年2月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年2月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル(YU I T O) 6階大ホール
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第77期(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.iwaki-kk.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種政策を背景に、企業収益や雇用情勢の改善がみられるなど緩やかながら回復基調となりました。一方、世界経済は、中国を始めとするアジア諸国経済や資源国などの景気のさらなる下振れ、英国のEU離脱問題など先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループでは、さらなる成長と企業価値の向上を目指し、創業111周年を迎える2025年11月期へ向けた中長期ビジョンを策定するとともに、その第1次となる3ヵ年の中期経営計画を策定し、各事業での主要施策の展開に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は551億2千1百万円（前連結会計年度比0.5%減）、営業利益は9億7千7百万円（同74.6%増）、経常利益は10億7千1百万円（同54.3%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は5億9千3百万円（前連結会計年度は1億4千3百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

次にセグメントの概況につきご報告申し上げます。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

医薬・ＦＣ事業

医薬品及び医薬品原料市場におきましては、医療用医薬品が４月の薬価改定によるマイナス影響はありましたが、政府の後発医薬品使用促進策により、ジェネリック医薬品市場が引き続き拡大基調にあることから、ジェネリック医薬品原料や中間体の需要も増加しております。一方、新薬メーカーは販売が減少する長期収載品を整理し、新薬開発に特化する体制作りを進めております。また、一般用医薬品は、スイッチＯＴＣ医薬品の需要が徐々に拡大しております。

このような状況のもと、医薬品原料分野では、既存及び新規顧客向けにジェネリック医薬品原料の拡販を積極的に進めてまいりました。また、医薬品原料メーカーには高品質かつ低価格な中間体、新薬メーカーには長期収載品用の安価な医薬品原料の提案活動に注力してまいりました。その結果、既存の医薬品原料の販売が好調に推移するとともに、後発医薬品メーカー向けの新規ジェネリック医薬品原料や医薬品原料メーカー向け新規中間体の採用が決定し、販売が大幅に伸長いたしました。

医薬品分野では、増大するジェネリック医薬品の需要に対応し、サプライチェーンの効率化、安定供給体制の構築を推進するとともに、主要外用剤を中心に、調剤薬局、ＤＰＣ病院等の医療機関における積極的な情報提供活動に取り組んでまいりました。その結果、抗真菌剤、アトピー性皮膚炎治療剤をはじめとする主力外用剤全般の販売が大幅に伸長いたしました。また、利益面につきましても、高利益率の新規原料の採用、生産性改善に伴う製造原価の低減や先行開発費の減少に加え、物流費・広告宣伝費等の経費削減により営業利益が大幅に伸長いたしました。

以上により、当事業全体の売上高は213億2千8百万円（前連結会計年度比9.8%増）、営業利益は12億9千2百万円（同39.7%増）となりました。

HBC事業

化粧品原料・機能性食品原料市場におきましては、機能性表示制度に対応した商品の増加による関連原料の需要増加、化粧品のインバウンド消費や高機能化粧品原料の需要増加などにより堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、化粧品原料・機能性食品原料分野では、新規顧客の開拓、自社企画商品の提案活動の強化、自社原料の開発・提案、海外顧客への営業活動の強化などに取り組んでまいりました。その結果、自社企画商品では一定の成果が得られましたが、新規自社原料の提案、海外顧客への営業活動においては当初見込みを下回る結果となりました。また、インバウンド消費対象品の落ち込みの影響を受けたことで、全体として低調に推移いたしました。

ドラッグストア・薬局・薬店を主とした市場におきましては、訪日外国人観光客のインバウンド消費に落ち着きがみられるものの、化粧品や日用品の好調、一般用医薬品や機能性表示食品などの新製品の貢献により堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、一般用医薬品を主体とした卸売分野では、小売企業のP B商品への自社企画商品提案活動の強化、新規顧客の開拓、海外向け販売及びE Cサイト等への営業活動の展開に注力いたしました。その結果、自社企画P B商品の提案への体制整備、海外向けE Cサイトとの取引口座開設などには一定の成果が得られましたが、インバウンド消費の減少や既存P B商品の不調などにより横ばいで推移いたしました。

通販化粧品市場におきましては、通信販売市場の拡大や化粧品市場における通信販売の比率が拡大するなど堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、通販化粧品分野では、新規顧客の開拓・既存顧客へのプロモーション活動の強化に注力するとともに、テレビCM放映対象製品の拡大、新製品の開発などに取り組んでまいりました。その結果、主力製品群の伸長、新製品の発売などにより販売は好調に推移いたしました。一方、積極的なプロモーション活動に伴う広告宣伝費をはじめとした費用の増加により、営業利益は前連結会計年度比では減少となりました。

以上により、当事業全体の売上高は222億8千1百万円（前連結会計年度比1.1%減）、営業利益は7千4百万円（同59.7%減）となりました。

化学品事業

表面処理薬品市場におきましては、プリント配線板向け薬品がスマートフォン市場の成長鈍化による影響や、設備投資が一部の企業に限られるなど厳しい環境となりました。一方、電子部品向け薬品は、受動部品などの電子部品が日系企業を中心に好調に推移いたしました。車載部品向け薬品は、自動車の高品質化に伴い市場規模が拡大いたしました。

このような状況のもと、表面処理薬品分野では、プリント配線板向けの新規開発高性能硫酸銅めっき添加剤の拡販とともに、電子部品向け薬品及び車載部品向け薬品においてさらなる製品開発に注力いたしました。その結果、国内大手メーカーでの新規採用など一定の成果が得られましたが、海外を中心に非常に厳しい状況で推移いたしました。

表面処理設備分野では、他社との差別化を図るため顧客が要求する次世代の微細回路形成に有効な新型装置の開発を進め、付加価値のある装置による販路の拡大と低下した価格の回復に注力いたしました。その結果、中国ローカル企業との取引が堅調に推移いたしました。国内における企業の設備投資低迷の影響があり全体としては低調に推移いたしました。

以上により、当事業全体の売上高は53億3千1百万円（前連結会計年度比27.0%減）、営業損失は4億3千4百万円（前連結会計年度は5億5千6百万円の営業損失）となりました。

食品事業

食品原料市場におきましては、人口減少、少子高齢化などを背景として国内市場が伸び悩むなか、人手不足が労働コストを押し上げるなど厳しい環境が続きました。また、フードディフェンスを含めた食の安全・安心に対する取り組み強化が一層求められました。

このような状況のもと、食品原料分野では、商品開発の効率化や生産コストの低減など顧客の問題解決に主眼をおいた新規原料の提案活動、既存原料の拡販活動、関連会社を軸とした受託加工の推進に取り組みました。その結果、新規原料の提案活動と既存原料の拡販活動では天然調味料などの販売が堅調に推移いたしました。受託加工の推進は低調に推移いたしました。

以上により、当事業全体の売上高は37億7千8百万円（前連結会計年度比1.7%減）、営業損失は5百万円（前連結会計年度は8百万円の営業損失）となりました。

その他

当事業全体の売上高は24億2百万円（前連結会計年度比4.1%増）、営業利益は4千9百万円（同227.2%増）となりました。

セグメント売上高

区 分	売 上 高
医 薬 ・ F C 事 業	21,328,793千円
H B C 事 業	22,281,625千円
化 学 品 事 業	5,331,115千円
食 品 事 業	3,778,323千円
そ の 他	2,402,114千円
合 計	55,121,972千円

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、4億8千2百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

連結子会社 岩城製薬株式会社 静岡工場 EHS関連設備の改修・増設
他

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、自己資金及び借入金をもって充当いたしました。

また、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座借越契約及び取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入実行残高は20億円であります。

(2) 対処すべき課題

中期的な経営戦略の実行及び実現に向け、これまで長きに亘って培われてきた善き企業文化はそのままに、成熟企業的な行動慣習を改め、経営品質を改革・向上させることが、非常に重要な課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社グループは、これまで独立的に運営されていた事業部門を、プロダクツ毎のバリューチェーンに従って統合・運営することで変革のスピードを向上させ、同時に業務手順を徹底的に見直し、各種の社内制度・ルールを再定義するとともに、業務システム等を更新する等により、経営資源管理の高度化を図ります。また、変革の源泉である人材の育成についても、当社グループ全体での「グローカル化」推進を目的とした人材の育成プログラムを新設する等を通して、促進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第74期 (平成25年11月期)	第75期 (平成26年11月期)	第76期 (平成27年11月期)	第77期 (当連結会計年度) (平成28年11月期)
売 上 高	52,465百万円	54,145百万円	55,422百万円	55,121百万円
経 常 利 益	1,144百万円	962百万円	694百万円	1,071百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	744百万円	496百万円	△143百万円	△593百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	22.05円	14.69円	△4.26円	△17.74円
総 資 産	37,569百万円	39,598百万円	38,040百万円	35,828百万円
純 資 産	16,772百万円	17,261百万円	17,358百万円	16,231百万円
1株当たり純資産額	496.55円	511.21円	514.23円	488.14円

(注) 1. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第74期及び第75期については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、「当期純利益又は当期純損失(△)」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第74期 (平成25年11月期)	第75期 (平成26年11月期)	第76期 (平成27年11月期)	第77期 (当事業年度) (平成28年11月期)
売 上 高	40,546百万円	41,871百万円	44,147百万円	44,825百万円
経 常 利 益	412百万円	425百万円	792百万円	757百万円
当 期 純 利 益	298百万円	215百万円	577百万円	542百万円
1株当たり当期純利益	8.85円	6.38円	17.09円	16.22円
総 資 産	28,217百万円	29,450百万円	28,794百万円	28,251百万円
純 資 産	11,298百万円	11,395百万円	12,178百万円	12,243百万円
1株当たり純資産額	334.47円	337.45円	360.74円	368.25円

(注) 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第74期及び第75期については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(4) 重要な子会社の状況（平成28年11月30日現在）

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岩 城 製 薬 株 式 会 社	210百万円	100.00%	医療用医薬品、一般用医薬品、医薬品原料及び化成品等の製造・販売
メルテックス株式会社	480百万円	100.00%	プリント配線板処理薬品、電子部品等めっき薬品、受託加工等

連結子会社は上記の重要な子会社2社を含め16社であります。

(5) 主要な事業内容（平成28年11月30日現在）

- ① 医薬・F C 事業
医薬品原料の製造及び販売
医薬品の製造及び販売
- ② H B C 事業
化粧品原料・機能性食品原料の販売
一般用医薬品及び関連商品の卸売
化粧品の製造及び販売
- ③ 化学品事業
電子工業用薬品・表面処理薬品・化成品の製造及び販売
表面処理薬品原料等の販売
プリント配線板等の製造プラントの製造及び販売
- ④ 食品事業
食品原料の製造及び販売
- ⑤ その他
動物用医薬品の卸売
保険薬局の経営
コンサルティング業務

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年11月30日現在）

イワキ株式会社	本社	東京都中央区
	大阪支社	大阪府大阪市
	富山支店	富山県富山市
	名古屋支店	愛知県名古屋市
	福岡支店	福岡県福岡市
岩城製薬株式会社 （連結子会社）	本社	東京都中央区
	蒲田工場	東京都大田区
	静岡工場	静岡県掛川市
メルテックス株式会社 （連結子会社）	本社	東京都中央区
	熊谷工場	埼玉県熊谷市
	研究所	埼玉県さいたま市

(7) 使用人の状況（平成28年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
960名（91名）	52名増（20名減）

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
266名（17名）	－（2名減）	43.0歳	16.2年

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年11月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,148百万円（840百万円）
株式会社三井住友銀行	992百万円（260百万円）
株式会社みずほ銀行	800百万円（800百万円）
株式会社静岡銀行	100百万円（100百万円）

（注） （ ）内の金額は、当座借越契約による借入金であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年11月30日現在）

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 136,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数（自己株式898,586株を含む） | 34,147,737株 |
| ③ 株主数 | 5,185名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
明 治 通 商 株 式 会 社	2,007千株	6.03%
株 式 会 社 ケ ー ア イ 社	1,764千株	5.30%
株式会社ヘルスケア・キャピタル	1,663千株	5.00%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,188千株	3.57%
イ ワ キ 従 業 員 持 株 会	998千株	3.00%
岩 城 修	970千株	2.91%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	777千株	2.33%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	669千株	2.01%
株 式 会 社 大 阪 ソ ー ダ	658千株	1.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	624千株	1.87%

(注) 1. 持株比率は自己株式（898,586株）を控除して計算しております。

2. 明治通商株式会社及び株式会社ケーアイ社は、平成28年12月1日付で、株式会社ケーアイ社を存続会社とし、明治通商株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年4月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関する事項につき決議し、以下のとおり実施いたしました。

取得対象株式の種類：普通株式

取得した株式の総額：499,000株

取得価額の総額：104,898,000円

取得した期間：平成28年4月13日から平成28年4月26日まで

取得方法：東京証券取引所における信託方式による市場買付

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年11月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岩 城 修	岩城製薬㈱取締役会長
代表取締役副社長	岩 城 慶太郎	食品事業部長 メルテックス㈱取締役会長 太陽ホールディングス㈱社外取締役
常 務 取 締 役	藤 田 久	業務本部長兼務信頼性保証部長
常 務 取 締 役	大 森 伸 二	HBC事業部長
常 務 取 締 役	今 野 高 章	管理本部長
取 締 役	熱 海 正 昭	経理財務部長
取 締 役	伊 藤 龍 雄	医薬・FC事業部長 岩城製薬㈱代表取締役社長
取 締 役	古 橋 勝 美	化学品事業部長 メルテックス㈱代表取締役社長
取 締 役	越 智 大 藏	㈱アドバネクス社外監査役 リバーエレテック㈱社外監査役 共同ビーアール㈱監査役
取 締 役	川 野 毅	㈱大谷工業取締役副会長
常 勤 監 査 役	関 根 和 夫	
常 勤 監 査 役	山 口 誠	
監 査 役	吉 田 孝	
監 査 役	守 山 淳	

- (注) 1. 取締役越智大藏、川野毅の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉田孝、守山淳の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役越智大藏氏、取締役川野毅氏、監査役吉田孝氏、監査役守山淳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 取締役越智大藏氏は、会社経営及びIRコンサルティングに関する豊富な経験もあり、幅広い見識を有しております。
取締役川野毅氏は、会社経営者として豊富な経験があり、高い見識を有しております。
5. 監査役吉田孝氏は、会社経営に関与された経験もあり、また、財務及び会計に関する幅広い見識を有しております。
監査役守山淳氏は、会社経営に関与された経験もあり、高い見識を有しております。
6. 取締役鈴木俊男氏、取締役藤原弘氏及び取締役鈴木陽一氏は、平成28年2月26日付で任期満了により退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	142,546千円 (6,150千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	18,600千円 (5,280千円)
合 計	17名	161,146千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年2月27日開催の第67回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年2月24日開催の第66回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役越智大藏氏は、(株)アドバネクスの社外監査役、リバーエレクトック(株)の社外監査役、共同ピーアール(株)の監査役であります。なお、当社と各社との間には特別な関係はありません。

社外取締役川野毅氏は、(株)大谷工業の取締役副会長であります。なお、当社と(株)大谷工業との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

役 職 氏 名	取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 越智 大藏	13回	92.9%	—	—
取締役 川野 毅	11回	100.0%	—	—
監査役 吉田 孝	14回	100.0%	14回	100.0%
監査役 守山 淳	12回	85.7%	12回	85.7%

- (注) 社外取締役川野毅氏の出席率は、取締役就任後に開催された取締役会11回を分母として算出しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役越智大藏氏は、コンサルタントとしての専門的な見地から、議案審議等に必要な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役川野毅氏は、会社経営者としての豊富な知識及び経験を活かし、議案審議等に必要な助言・提言を適宜行っております。

社外監査役吉田孝氏は、企業経営に関する豊富な知識・経験及び財務・会計に関する幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な助言・提言を適宜行っております。

社外監査役守山淳氏は、企業経営に関する豊富な知識・経験を活かし、議案審議等に必要な助言・提言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	39,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,500千円

- (注) 1. 上記の額は、いずれも公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、金融商品取引法に基づく、当社の過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬等が含まれております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の適切性及び前事業年度の監査時間、報酬額の実績を確認し、当期の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針といたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案して、再任・不再任の決定を行う方針です。

(6) 業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として、经营理念及び企業行動準則を定めるとともに、取締役を対象とする取締役就業規則を定め、これらの遵守を図る。
- (2) 取締役会については、取締役会規程の定めにより、その適切な運営を確保し、毎月これを開催することとし、その他必要に応じて随時開催し、社外取締役を含む取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することにより、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。
- (3) 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に定めるところにより、保存・管理する。
- (2) 取締役会議事録等の重要文書及び稟議書等の意思決定に係る情報については、法定期間に対応した保存期間及び管理責任部署を定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2) 危機管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置、及びその他状況に応じた対策チームの組織により、迅速な対応を行う。

い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として毎月定例に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (2) 当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常務役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限及び業務分掌を定めた規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行について定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、従業員の行動規範として企業行動準則を定め、周知徹底する。
- (2) 執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当該内部監査により法令等の遵守を確保する。
- (3) 取締役は、当社における法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。
- (4) 監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する行動指針としてグループ企業行動準則を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。

- (2) 経営管理については、グループ会社の取締役が当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、その他子会社ごとに担当取締役を定め、取締役会等において業績その他の重要事項を報告する。
 - (3) グループ会社の経営管理を統括する関係会社管理規程を定め、これにより当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行う。
 - (4) グループ会社すべてに適用されるグループリスク管理規程を定め、様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスク分類ごとの主管部門及び対策委員会等の体制を整える。
 - (5) 取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。
 - (6) グループ会社の取締役の職務の執行は、監査役は、監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査役は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、執行部門から独立した内部監査部門の構成員から補助すべき使用人を配置する。
8. 監査役は、その職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が確保されるものとし、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査役の指揮命令に従うものとする。

9. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 内部監査部門は、監査の結果について監査役に報告を行う。

(3) 監査役は、取締役会などの経営に係る重要な会議に出席するとともに年間監査計画に基づき、各部署への往査、代表取締役への助言及び会計監査人との随時の意見交換などを行うことができる。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に徹底する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

(1) 当社は、金融商品取引法及び内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。

(2) 取締役会は、それらが適切に整備及び運用されていることを監督する。

(3) 監査役は、それらの整備及び運用状況を監視し検証できるものとする。

1 3. 反社会的勢力排除に向けた体制及び整備

反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。万が一、当社がこのような団体・個人から不当要求等を受けた場合には、人事総務部を対応統括部署とし、事案により関係部門と協議し対応するとともに、警察関係機関とも連携する等組織的に対応する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保する体制のために「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しており、それに基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 実施体制

当社は、コンプライアンス経営の根幹として経営理念及び行動基準を策定しており、それに基づく各規程・細則等を制定し実施しております。

具体的な実施については、部門毎の業務分掌、決裁基準及び稟議規程等を設けてその適切な運営を実施しております。

各規程・細則は、社内イントラネットを通じて全従業員に周知し、実効性を確保しており、かつ、グループ子会社については、「関係会社管理規程」及び「グループ会社リスク管理規程」等に基づき適正な業務の実施を確保しております。

2. 監査体制

執行部門から独立した社長直轄の内部監査室により、全事業部門を監査対象とし、適正な業務の実施につきモニタリングしております。

監査役は、取締役会及び経営会議等のすべての会議に出席し、かつ、内部監査室及び会計監査人とも連携し、法令等の遵守及び適正な業務の実施の確保に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,054,928	流 動 負 債	15,981,969
現 金 及 び 預 金	4,175,876	支払手形及び買掛金	8,529,834
受取手形及び売掛金	13,735,106	電 子 記 録 債 務	2,876,265
電 子 記 録 債 権	1,853,317	短 期 借 入 金	2,060,000
商 品 及 び 製 品	2,780,007	未 払 金	134,510
仕 掛 品	1,156,627	未 払 費 用	1,280,456
原材料及び貯蔵品	746,886	未 払 法 人 税 等	339,810
繰 延 税 金 資 産	144,149	未 払 消 費 税 等	226,976
未 収 入 金	276,208	賞 与 引 当 金	43,401
そ の 他	259,887	返 品 調 整 引 当 金	13,000
貸 倒 引 当 金	△73,138	製 品 保 証 引 当 金	12,711
固 定 資 産	10,773,151	設 備 関 係 支 払 手 形	7,722
有 形 固 定 資 産	6,685,541	営 業 外 電 子 記 録 債 務	170,159
建 物 及 び 構 築 物	2,500,865	そ の 他	287,120
機械装置及び運搬具	671,695	固 定 負 債	3,614,190
工具、器具及び備品	259,936	長 期 借 入 金	980,000
土 地	2,835,704	リ ー ス 債 務	288,255
リ ー ス 資 産	417,339	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,681,154
無 形 固 定 資 産	79,280	繰 延 税 金 負 債	452,640
ソ フ ト ウ ェ ア	49,821	そ の 他	212,140
そ の 他	29,459	負 債 合 計	19,596,159
投資その他の資産	4,008,329	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	3,143,954	株 主 資 本	15,112,797
長 期 貸 付 金	20,800	資 本 金	2,572,382
長 期 預 け 金	189,355	資 本 剰 余 金	4,188,979
繰 延 税 金 資 産	202,369	利 益 剰 余 金	8,545,883
そ の 他	617,743	自 己 株 式	△194,448
貸 倒 引 当 金	△165,893	その他の包括利益累計額	1,115,980
資 産 合 計	35,828,079	その他有価証券評価差額金	1,045,369
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	14,307
		為 替 換 算 調 整 勘 定	52,200
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4,102
		非 支 配 株 主 持 分	3,141
		純 資 産 合 計	16,231,919
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,828,079

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		55,121,972
売 上 原 価		43,979,236
売 上 総 利 益		11,142,736
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,165,704
営 業 利 益		977,031
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	51,845	
そ の 他	214,668	266,514
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,833	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	7,741	
そ の 他	130,246	171,821
経 常 利 益		1,071,724
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	928	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29,382	30,310
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	7,432	
減 損 損 失	1,043,882	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	45,965	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	50,811	
そ の 他	5,632	1,153,724
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		51,689
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	545,361	
法 人 税 等 調 整 額	△9,701	535,660
当 期 純 損 失		587,349
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,898
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		593,248

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,572,382	4,206,965	9,234,540	△87,352	15,926,536
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△201,044		△201,044
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△593,248		△593,248
自 己 株 式 の 取 得				△107,096	△107,096
連 結 範 囲 の 変 動			105,635		105,635
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減					
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△17,985			△17,985
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	△17,985	△688,656	△107,096	△813,739
当 期 末 残 高	2,572,382	4,188,979	8,545,883	△194,448	15,112,797

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純 資 産 計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,233,039	113	150,915	48,061	1,432,130	—	17,358,667
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△201,044
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△593,248
自 己 株 式 の 取 得							△107,096
連 結 範 囲 の 変 動							105,635
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減			△36,898		△36,898		△36,898
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							△17,985
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純額)	△187,670	14,194	△61,816	△43,959	△279,252	3,141	△276,110
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△187,670	14,194	△98,715	△43,959	△316,150	3,141	△1,126,747
当 期 末 残 高	1,045,369	14,307	52,200	4,102	1,115,980	3,141	16,231,919

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数……………16社

連結子会社の名称……………岩城製菓株式会社、メルテックス株式会社、ホクヤク株式会社、株式会社エイ・エム・アイ、株式会社パートナー・メディカル・システムズ、アプロス株式会社、メルテックス香港社、東海メルテックス株式会社、東京化工機株式会社、台湾メルテックス社、メルテックスアジアパシフィック社、メルテックスアジアタイランド社、美緑達科技（天津）有限公司、メルテックスコリア社、弘塑電子設備（上海）有限公司、Tokyo Kakoki Co., Ltd. (Cayman)

非連結子会社であった弘塑電子設備（上海）有限公司、Tokyo Kakoki Co., Ltd. (Cayman) については、当連結会計年度において重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称……………株式会社イワキ総合研究所

連結の範囲から除いた理由……非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の会社の数……………関連会社 1 社

会社の名称……………ボーエン化成株式会社

ボーエン化成株式会社については、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社の名称……………株式会社イワキ総合研究所

持分法を適用しない理由……………持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち美緑達科技（天津）有限公司、弘塑電子設備（上海）有限公司、Tokyo Kakoki Co.,Ltd. (Cayman) の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ……………時価法

ハ. たな卸資産

商品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、一部の連結子会社では定額法を採用しております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～65年

機械装置及び運搬具 5～8年

工具、器具及び備品 5～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ、リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。

ハ、賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ニ、製品保証引当金

製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

イ、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ、数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ、小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約取引及び金利スワップ取引

(ヘッジ対象) 外貨建金銭債権債務及び借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避することを目的とし、通常の取引の範囲内において個別予約取引を実施しており、また金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会)の規定に基づき、有効性の評価を行っております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ17,985千円増加しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が17,985千円減少しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に關する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券評価損」は216千円であります。

4. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年12月1日に開始する連結会計年度及び平成29年12月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債(繰延税金資産を控除した金額)が7,806千円減少し、その他有価証券評価差額金が24,832千円、法人税等調整額が15,294千円、繰延ヘッジ損益が△170千円、退職給付に係る調整累計額が△1,560千円それぞれ増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,572,952千円
 (2) 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座借越契約及び取引銀行３行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額及びコミットメントラインの総額		7,440,000千円
借入	実行残高	2,000,000
差引	額	5,440,000

上記のコミットメントライン契約について、以下の財務制限条項が付されております（契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております）。

- ① 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、直前の年度決算期末及び平成27年11月決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75パーセントを、それぞれ下回らないこと。
 ② 年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が２期連続して損失とならないこと。
 (3) 偶発債務

当社連結子会社岩城製薬株式会社（以下、岩城製薬という。）は、平成24年12月14日より発売した尋常性乾癬等角化治療剤マキサカルシトール軟膏の原料につき、平成25年２月19日中外製薬株式会社より岩城製薬を含む製販３社及び原料輸入業者の計４社に対し特許侵害訴訟を提起されておりましたが、平成28年３月25日知的財産高等裁判所より岩城製薬を含む４社の主張を棄却する判決が言い渡されました。岩城製薬を含む４社はこれを不服として平成28年４月７日に最高裁判所へ上告受理申立を行っております。

なお、当該原料を使用した製品につきましては、平成27年２月25日の東京地方裁判所仮処分発令により販売を中止し、平成27年10月15日より本訴訟の対象外の製法による原料を使用し製造販売しております。

この特許侵害に関連し、平成27年８月10日中外製薬株式会社より岩城製薬を含む製販３社に対し損害賠償請求訴訟が提起され、現在弁論準備の段階となっております。

このため本訴訟につきましては、現時点において当社の連結業績に及ぼす影響は不明であります。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) たな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額等

たな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額及びたな卸資産の廃棄損から廃棄に係る保険金等の収入を控除した68,898千円を売上原価に含めております。

(2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産及び減損損失の金額

場所	用途	種類	金額（千円）
メルテックス株式会社 (埼玉県さいたま市及び熊谷市)	事業用資産	土地	578,293
		建物及び構築物	55,726
		機械装置及び運搬具	154,190
		工具、器具及び備品	120,457
		ソフトウェア	84,346
		その他（無形固定資産）	5,717
		その他（投資その他の資産）	45,152

② 減損損失の認識に至った経緯

一部の事業用資産については、営業損益が悪化し短期的な業績回復が見込まれないこと、及び市場価格が下落したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

③ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業用資産については事業形態等を総合的に勘案して会社ごとにグルーピングを行っております。また、賃貸資産、遊休資産及び売却資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により算定しており、土地、建物については不動産鑑定評価額に基づき算定し、それら以外の資産については転用や売却が困難であることから正味売却価額は零として評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式	34, 147, 737株
------	---------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成28年2月26日開催第76回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
-------	------

配当金の総額	101, 278千円
--------	------------

1株当たり配当額	3円
----------	----

基準日	平成27年11月30日
-----	-------------

効力発生日	平成28年2月29日
-------	------------

ロ. 平成28年7月14日開催取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
-------	------

配当金の総額	99, 765千円
--------	-----------

1株当たり配当額	3円
----------	----

基準日	平成28年5月31日
-----	------------

効力発生日	平成28年8月8日
-------	-----------

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年2月24日開催第77回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
-------	------

配当金の総額	99, 747千円
--------	-----------

配当の原資	利益剰余金
-------	-------

1株当たり配当額	3円
----------	----

基準日	平成28年11月30日
-----	-------------

効力発生日	平成29年2月27日
-------	------------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性、流動性の高い有価証券等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ取引については、外貨建債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財務状況等を監視し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払費用は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は運転資金のみに係る資金調達であります。また、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	4, 175, 876	4, 175, 876	－
② 受取手形及び売掛金	13, 735, 106	13, 735, 106	－
③ 電子記録債権	1, 853, 317	1, 853, 317	－
④ 投資有価証券 その他有価証券	2, 437, 181	2, 437, 181	－
資産 計	22, 201, 481	22, 201, 481	－
① 支払手形及び買掛金	8, 529, 834	8, 529, 834	－
② 電子記録債務	2, 876, 265	2, 876, 265	－
③ 短期借入金	2, 000, 000	2, 000, 000	－
④ 未払費用	1, 280, 456	1, 280, 456	－
⑤ 長期借入金（１年以内返 済予定を含む）	1, 040, 000	1, 042, 471	2, 471
⑥ リース債務（１年以内返 済予定を含む）	474, 833	470, 850	△3, 982
負債 計	16, 201, 389	16, 199, 878	△1, 511
デリバティブ取引	21, 360	21, 360	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、正味の債務となる場合に（ ）で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

株式について取引所の価格によっております。

負債

① 支払手形及び買掛金、② 電子記録債務、③ 短期借入金、④ 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金（１年以内返済予定を含む）、⑥ リース債務（１年以内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された時価に基づき算定しております。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金、買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金、買掛金の時価に含め、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	56,759
関係会社株式	650,014

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④ 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,175,876	—	—	—
受取手形及び売掛金	13,735,106	—	—	—
電子記録債権	1,853,317	—	—	—
合 計	19,764,300	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	60,000	560,000	60,000	360,000	—
リース債務	186,578	147,176	101,193	37,541	2,343
合 計	246,578	707,176	161,193	397,541	2,343

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 488円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 17円74銭 |

貸 借 対 照 表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,195,945	流 動 負 債	14,894,695
現 金 及 び 預 金	1,400,093	支 払 手 形	266,413
受 取 手 形	1,929,672	買 掛 金	8,997,410
売 掛 金	9,754,721	電 子 記 録 債 務	2,590,261
電 子 記 録 債 権	1,794,672	短 期 借 入 金	2,060,000
商 品	2,195,418	リ ー ス 債 務	41,814
前 渡 金	81,801	未 払 費 用	612,954
前 払 費 用	89,849	未 払 法 人 税 等	128,945
未 収 入 金	164,857	預 り 金	14,046
繰 延 税 金 資 産	18,263	返 品 調 整 引 当 金	8,000
短 期 貸 付 金	750,175	そ の 他	174,847
そ の 他	30,420	固 定 負 債	1,112,475
貸 倒 引 当 金	△14,000	長 期 借 入 金	480,000
固 定 資 産	10,055,209	退 職 給 付 引 当 金	93,195
有 形 固 定 資 産	3,031,112	長 期 預 り 金	12,989
建 物	1,039,882	リ ー ス 債 務	54,865
構 築 物	4,159	繰 延 税 金 負 債	348,855
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	122,569
工具、器具及び備品	23,843	負 債 合 計	16,007,170
土 地	1,883,023	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	80,203	株 主 資 本	11,219,635
無 形 固 定 資 産	69,046	資 本 金	2,572,382
借 地 権	363	資 本 剰 余 金	4,206,965
ソ フ ト ウ ェ ア	46,689	資 本 準 備 金	4,205,222
そ の 他	21,994	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,743
投 資 そ の 他 の 資 産	6,955,050	利 益 剰 余 金	4,635,934
投 資 有 価 証 券	2,409,876	利 益 準 備 金	416,888
関 係 会 社 株 式	4,097,598	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,219,044
長 期 貸 付 金	300,800	配 当 積 立 金	70,000
長 期 預 け 金	138,275	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	188,490
そ の 他	180,499	別 途 積 立 金	2,309,000
貸 倒 引 当 金	△172,000	繰 越 利 益 剰 余 金	1,651,554
資 産 合 計	28,251,155	自 己 株 式	△195,646
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,024,349
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,010,051
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	14,298
		純 資 産 合 計	12,243,984
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,251,155

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		44,825,628
売 上 原 価		40,271,346
売 上 総 利 益		4,554,281
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,041,779
営 業 利 益		512,502
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	121,311	
そ の 他	219,579	340,890
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,807	
そ の 他	78,125	95,933
経 常 利 益		757,459
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	659	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29,382	30,042
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	466	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	462	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	45,965	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	5,169	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	50,811	102,876
税 引 前 当 期 純 利 益		684,624
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	216,217	
法 人 税 等 調 整 額	△74,139	142,077
当 期 純 利 益		542,546

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			そ の 他 利 益 剰 余 金		
	資本金	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	配当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	2,572,382	4,205,222	1,743	4,206,965	416,888	70,000	200,815	2,309,000	1,297,727
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当									△201,044
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩							△12,324		12,324
当 期 純 利 益									542,546
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△12,324	—	353,827
当 期 末 残 高	2,572,382	4,205,222	1,743	4,206,965	416,888	70,000	188,490	2,309,000	1,651,554

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△88,550	10,985,228	1,192,969	113	1,193,082	12,178,311
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△201,044				△201,044
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						—
当 期 純 利 益		542,546				542,546
自己株式の取得	△107,096	△107,096				△107,096
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)			△182,917	14,184	△168,733	△168,733
事業年度中の変動額合計	△107,096	234,406	△182,917	14,184	△168,733	65,673
当 期 末 残 高	△195,646	11,219,635	1,010,051	14,298	1,024,349	12,243,984

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～65年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	5～20年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年11月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
- (5) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 返品調整引当金
将来の返品による損失に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）為替予約取引及び金利スワップ取引

（ヘッジ対象）外貨建金銭債権債務及び借入金の利息

③ ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避することを目的とし、通常の取引の範囲内において個別予約取引を実施しており、また金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,255,707千円
長期金銭債権	280,000
短期金銭債務	3,053,205

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,642,228千円

(3) 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座借越契約及び取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額及びコミットメントラインの総額	7,440,000千円
借入実行残高	2,000,000
差引額	5,440,000

上記のコミットメントライン契約について、以下の財務制限条項が付されております(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております)。

- ① 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、直前の年度決算期末及び平成27年11月決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75パーセントを、それぞれ下回らないこと。
- ② 年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,237,640千円
仕入高	6,687,197
その他の営業取引	18,331
営業取引以外の取引高	161,569

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

普通株式

898, 586株

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入超過額	57, 230千円
退職給付引当金繰入超過額	184, 663
投資有価証券評価損	57, 221
関係会社株式評価損	121, 447
長期未払金	31, 452
その他	65, 446
繰延税金資産 小計	517, 462
評価性引当額	△251, 210
繰延税金資産 合計	266, 251

繰延税金負債

退職給付信託設定益	81, 825千円
固定資産圧縮積立金	83, 254
その他有価証券評価差額金	424, 702
その他	7, 061
繰延税金負債 合計	596, 843
繰延税金負債の純額	△330, 592

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年12月1日に開始する事業年度及び平成29年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債（繰延税金資産を控除した金額）が19,183千円減少し、その他有価証券評価差額金が24,020千円、法人税等調整額が4,666千円、繰延ヘッジ損益が△170千円それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年11月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。その主な資産は、電子計算機及びその周辺機器、基幹システム一式等であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	岩城製薬㈱	東京都中央区	210,000	医薬品製造販売	(所有)直接100%	兼任2名	同社製品の仕入	製品仕入(注1)	6,251,818	電子記録債務	556,279
							資金の貸付	資金の回収(注2)	100,000	短期貸付金	2,335,399
							不動産の賃貸	不動産賃貸(注1)	45,517	前受金	750,000
										4,197	

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。なお、取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。担保は受入れておりません。なお、上記の取引金額の欄には、当事業年度の貸付金の回収額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 368円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円22銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 1 月23日

イワキ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 清 朗 ⑧
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大立目 克 哉 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イワキ株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イワキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 1 月23日

イワキ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 清 朗 ⑧
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大立目 克 哉 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イワキ株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年1月23日

イワキ株式会社 監査役会

常勤監査役 関 根 和 夫 ㊞

常勤監査役 山 口 誠 ㊞

社外監査役 吉 田 孝 ㊞

社外監査役 守 山 淳 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。当期の業績及び将来に備えて経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、当期の期末配当金につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は99,747,453円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年2月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
1	いわ き おさむ 岩 城 修 (昭和25年7月8日生)	昭和48年4月 当社入社 昭和57年2月 当社取締役 昭和63年2月 当社常務取締役 平成4年2月 当社代表取締役専務 平成6年2月 当社代表取締役社長(現任)	970,082株
[取締役候補者とした理由] 長年にわたり当社の経営を指揮し、当社業務全般を熟知するとともに経営に関する豊富な知識と経験に基づき、経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者となりました。			
2	いわ き けいたろう 岩 城 慶太郎 (昭和52年11月17日生)	平成14年5月 アクセンチュア㈱入社 平成17年4月 当社入社 平成19年2月 当社取締役医薬品部門長 平成21年2月 当社取締役 平成21年3月 メルテックス㈱副社長 平成21年8月 同社代表取締役社長 平成27年2月 同社取締役会長(現任) 平成27年2月 当社取締役副社長 平成27年12月 当社取締役副社長食品事業部長 兼務管理本部長 平成28年2月 当社代表取締役副社長食品事業 部長(現任) 平成28年6月 太陽ホールディングス㈱社外取 締役(現任) 平成29年1月 岩城製薬㈱取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] 岩城製薬㈱取締役会長 メルテックス㈱取締役会長 太陽ホールディングス㈱社外取締役	282,444株
[取締役候補者とした理由] 当社営業全般を熟知するとともに当社グループ会社の経営経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の中枢である中期経営計画の策定及び計画の遂行に強いリーダーシップを発揮し、経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	ふじ 藤 田 ひさし (昭和33年6月24日生)	昭和57年4月 当社入社 平成15年11月 当社貿易部長 平成18年2月 当社取締役貿易部長 平成23年6月 当社取締役大阪支社長 平成24年12月 当社取締役バルク部門長 平成25年2月 当社常務取締役バルク部門長 平成27年6月 当社常務取締役バルク部門長 兼務化学品部長 平成27年12月 当社常務取締役業務本部長 平成28年6月 当社常務取締役業務本部長 兼務信頼性保証部長（現任）	22,000株
[取締役候補者とした理由] 当社入社以来、原料調達や営業部門など幅広い分野に携わり、その豊富な経験と実績に基づき、経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としました。			
4	おお もり しん じ 大 森 伸 二 (昭和38年3月14日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年10月 当社福岡支店長 平成21年3月 当社経営管理室長 平成23年3月 当社経営企画部長 平成24年2月 当社取締役経営企画部長 平成27年2月 当社常務取締役医薬品部門長 平成27年12月 当社常務取締役HBC事業部長 兼務製品企画部長 平成28年6月 当社常務取締役HBC事業部長（現任）	22,000株
[取締役候補者とした理由] 当社入社以来、営業部門や管理部門など幅広い分野に携わり、その豊富な経験と実績に基づき、経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
5	いま の たか あき 今 野 高 章 (昭和39年11月2日生)	平成元年4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 平成13年4月 大和証券SMBC㈱出向 平成16年11月 海際大和証券有限責任公司出向 平成26年10月 三井住友ファイナンス&リース ㈱出向 平成27年12月 当社出向 特命担当部長 平成28年2月 当社常務取締役管理本部長 (現任)	5,000株
[取締役候補者とした理由] 金融業界及び証券業界での長年にわたる経験を有しており、その高い専門性と豊富な知見に基づき、経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者となりました。			
6	あつ み まさ あき 熱 海 正 昭 (昭和35年2月2日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年12月 当社経理部長 平成24年2月 当社取締役経理部長 平成27年12月 当社取締役経理財務部長(現任)	10,000株
[取締役候補者とした理由] 経理財務部門での長年の経験で培った財務及び会計に関する高い専門性に基づき、経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者となりました。			
7	い とう たつ お 伊 藤 龍 雄 (昭和27年7月2日生)	昭和51年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 平成17年4月 当社入社 常務役員付特命担当部長 平成17年12月 岩城製菓㈱顧問 平成18年2月 同社取締役副社長 平成20年1月 同社代表取締役社長(現任) 平成20年2月 当社取締役 平成25年2月 当社常務取締役管理部門担当 平成27年12月 当社常務取締役医薬・FC事業部長 平成28年2月 当社取締役医薬・FC事業部長(現任) [重要な兼職の状況] 岩城製菓㈱代表取締役社長	21,000株
[取締役候補者とした理由] 金融業界での長年にわたる経験と当社グループ会社の代表取締役として経営実績を重ねており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
8	ふる はし かつ み 古 橋 勝 美 (昭和35年5月8日生)	昭和59年4月 デュボンジャパンリミテッド (現デュボン㈱) 入社 平成13年1月 アトフィナ・ジャパン㈱ (現アルケマ㈱) ポリアミド営業1部長 平成14年4月 同社テクニカルポリマー事業本部長 平成16年11月 同社機能性樹脂営業本部長 平成17年8月 同社機能性樹脂営業本部長 兼リルサンアジアパシフィック マネージャー 平成21年9月 アトテックジャパン㈱GMF事業部長 平成26年6月 メルテックス㈱入社 営業本部長 平成26年7月 同社専務取締役 平成27年2月 同社代表取締役社長(現任) 平成28年2月 当社取締役化学品事業部長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 メルテックス㈱代表取締役社長	1,000株
[取締役候補者とした理由] 化学品業界での長年にわたる経験と当社グループ会社の代表取締役として経営実績を重ねており、その高い専門性と豊富な経験に基づき、経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者となりました。			
9	お ち たい ぞう 越 智 大 蔵 (昭和21年2月26日生)	昭和45年4月 ソニー商事㈱入社 昭和55年3月 ソニー㈱転籍 昭和61年8月 ベーリンガーマンハイム山之内 ㈱入社 平成元年8月 ㈱アイ・アールジャパン 取締役副社長 平成9年9月 ㈱フィナンシャルメディア 代表取締役社長 平成21年6月 ㈱アドバネクス社外監査役 (現任) 平成21年6月 リバーエレテック㈱社外監査役 (現任) 平成25年3月 共同ビーアール㈱監査役(現任) 平成27年2月 当社社外取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 ㈱アドバネクス社外監査役 リバーエレテック㈱社外監査役 共同ビーアール㈱監査役	0株
[社外取締役候補者とした理由] 会社経営及びIRコンサルティングに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として経営に有用な意見をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
10	かわ の たけし 川 野 毅 (昭和28年2月27日生)	昭和51年4月 ㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成12年6月 ㈱ニューオータニ（現㈱ニュー・オータニ）取締役経営管理室長 平成20年6月 同社代表取締役経営管理室長 平成20年6月 ㈱大谷工業取締役 平成24年6月 ㈱ニュー・オータニ常勤監査役 平成24年6月 ㈱大谷工業取締役副会長（現任） 平成28年2月 当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱大谷工業取締役副会長	0株
[社外取締役候補者とした理由] 金融業界での長年にわたる経験及び会社経営者としての経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として経営に有用な意見をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者越智大藏氏及び川野毅氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は越智大藏氏及び川野毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 越智大藏氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。川野毅氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、越智大藏氏及び川野毅氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令に定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
やま もと はる ひこ 山 本 治 彦 (昭和22年7月30日生)	昭和45年4月 富士通信機製造㈱(現富士通㈱) 入社 平成2年4月 同社電算機第五技術部長 平成8年12月 同社理事 平成11年4月 同社生産システム本部長 平成12年4月 同社テクノロジーセンタ本部長 平成14年12月 富士通インターコネクトテクノロジーズ ㈱代表取締役社長 平成23年5月 (一社) 日本電子回路工業会副会長 (現任)	0株
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 会社経営者として豊富な経験もあり、高い見識を有しているため、客観的な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 山本治彦氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年2月27日開催の第67回定時株主総会において、年額1億5千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、取締役の報酬を業績に連動する体系といたしたく、取締役の報酬額を年額2億5千万円以内と改めたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、第2号議案が原案どおり承認可決された場合には、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案に同じ。）の報酬は、「基本報酬」のみで構成されていますが、新たに、当社の取締役を対象に、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）の交付を行う株式報酬制度として、信託型株式報酬制度（制度Ⅰ）及び譲渡制限付株式報酬制度（制度Ⅱ。以下制度Ⅰと併せて「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

なお、本制度においては、当社の取締役に対する役員報酬及び当社の子会社（岩城製菓株式会社及びメルテックス株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「対象子会社取締役」という。また、当社の取締役と併せて、以下「対象取締役」という。）に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。

本制度の導入は、制度Ⅰに関しては、対象取締役の報酬と当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、制度Ⅱに関しては、対象取締役に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主様との一層の価値共有を進めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」においてご承認をお願いしております、取締役の報酬限度額（年額2億5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、制度Ⅰ及び制度Ⅱに基づき取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役（社外取締役を除く。）は8名となります。

2. 制度Ⅰ（信託型株式報酬制度）における報酬等の額及び内容等

(1) 制度Ⅰの概要

制度Ⅰは、対象会社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①制度Ⅰの対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。） ・対象子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）
-------------------------	---

②制度Ⅰの対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象会社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・3事業年度を対象として、合計280百万円（うち当社分234百万円）
当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）及び対象取締役が取得する当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない ・対象取締役に付与される1年当たりのポイントの総数の上限は、36万ポイント（うち当社の取締役に付与されるポイントの総数の上限は30万ポイント） ・対象取締役に付与される1年当たりのポイントの総数の上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（平成28年11月30日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約1.1%

③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・毎年の連結売上高、連結売上高総利益率及びROICの目標値に対する達成度に応じて変動
------------------------	--

④対象取締役に對する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・対象取締役の退任時
------------------------------------	--

(2) 各対象会社が拠出する金員の上限

制度Ⅰは、連続する３事業年度（当初は、平成29年11月30日で終了する事業年度から平成31年11月30日で終了する事業年度までの３事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに234百万円を上限とする金員を、当社の取締役への報酬として拠出し、対象子会社が各対象子会社の取締役への報酬として拠出する金員と併せて（各対象会社が拠出する金員の総額は280百万円を上限とする。）、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第３段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に、234百万円の範囲内で追加拠出した金員と併せて追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に對するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、234百万円の範囲内とします。

(3) 対象取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年2月1日に、前年11月30日で終了する事業年度（初回は平成29年11月30日で終了する事業年度。）における業績（連結売上高、連結売上高総利益率、ROIC）の目標値に対する達成度及び役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役に一定のポイントが付与されます。※1
対象取締役の退任時（退任には、海外赴任により対象取締役でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、当該対象取締役が、当該対象取締役としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役に兼任している場合（当該対象会社の対象取締役の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

1 ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

※1 付与ポイント＝役位別基本ポイント×業績連動係数※2

※2 業績連動係数は、連結売上高、連結売上高総利益率及びROICの目標値に対する達成度に基づき、決定します。

当社の取締役に付与される1年当たりのポイントの総数は30万ポイントを上限とします（対象取締役に付与される1年当たりのポイントの総数は36万ポイントを上限とします。）。また、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、対象取締役に付与されるポイントの総数の上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（108万株）を上限とします。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役は、当該対象取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、当該ポイントの70%に相当する数の当社株式(単元未満株式は切り捨て)について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象取締役が在任中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、対象取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることになります。

(7) その他の制度Ⅰの内容

制度Ⅰに関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

3. 制度Ⅱ(譲渡制限付株式報酬制度)における報酬等の額及び内容等

(1) 制度Ⅱの概要

制度Ⅱは、対象会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社株式について発行又は処分を受ける株式報酬制度です。(詳細は(2)以降のとおり。)

①制度Ⅱの対象となる当社株式の交付の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。） ・対象子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）
-----------------------	---

②制度Ⅱの対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象会社が支給する金銭報酬の上限（下記(2)のとおり。）	・年額82百万円以内（うち当社分70百万円以内。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）
対象取締役が発行又は処分を受ける当社株式の数の上限（下記(3)のとおり。）	・対象取締役が発行又は処分を受ける1年当たりの株式数の上限は53万株（うち当社の取締役分45万株） ・対象取締役が発行又は処分を受ける1年当たりの株式数の上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（平成28年11月30日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約1.6%

③業績達成条件の内容	・業績達成条件は設けない
------------	--

④譲渡制限期間（下記(4)のとおり。）	・本割当契約（下記(3)に定める。）により割当を受けた日より、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間
---------------------	--

(2) 各対象会社が支給する金銭報酬の上限

本議案に基づき、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の交付のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額70百万円以内とし、対象子会社が対象子会社の取締役に対して支給する金銭報酬の総額の合計は、年額12百万円以内といたします（各対象会社が支給する金銭報酬の総額の合計は82百万円とする。）。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、各対象会社の取締役会において決定することといたします。

ただし、社外取締役及び国内非居住者に対しては、譲渡制限付株式の交付のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

(3) 対象取締役が発行又は処分を受ける当社株式数の算定方法と上限

対象取締役は、本議案及び各対象会社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社株式について発行又は処分を受けるものとします。これにより、当社の取締役が発行又は処分を受ける当社株式の総数は年45万株以内とし、対象子会社の取締役が発行又は処分を受ける当社株式の総数は年8万株以内といたします(対象取締役が発行又は処分を受ける1年当たりの株式数の上限は53万株とします。)。

ただし、当社が普通株式について、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降を効力発生日とする株式分割・株式併合等を行う場合には、当該効力発生日以降、次の算式により発行又は処分される当社株式の総数を調整するものといたします。

調整後の発行又は処分株式数＝調整前の発行又は処分株式数×分割・併合の比率

発行又は処分される当社株式1株当たりの払込金額は当社株式の発行又は処분을承認する当社の取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、対象取締役は、当該取締役が発行又は処分を受けた当社株式についての議決権を行使できるものとし、他の当社株式と同様に配当が行われます。

(4) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）ものとします。

(5) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) 譲渡制限の解除

上記(4)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記(5)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(5)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、合理的に調整するものとします。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限を解除する場合には当該解除をした時点とする。）において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(7) 組織再編等における取扱い

上記(4)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

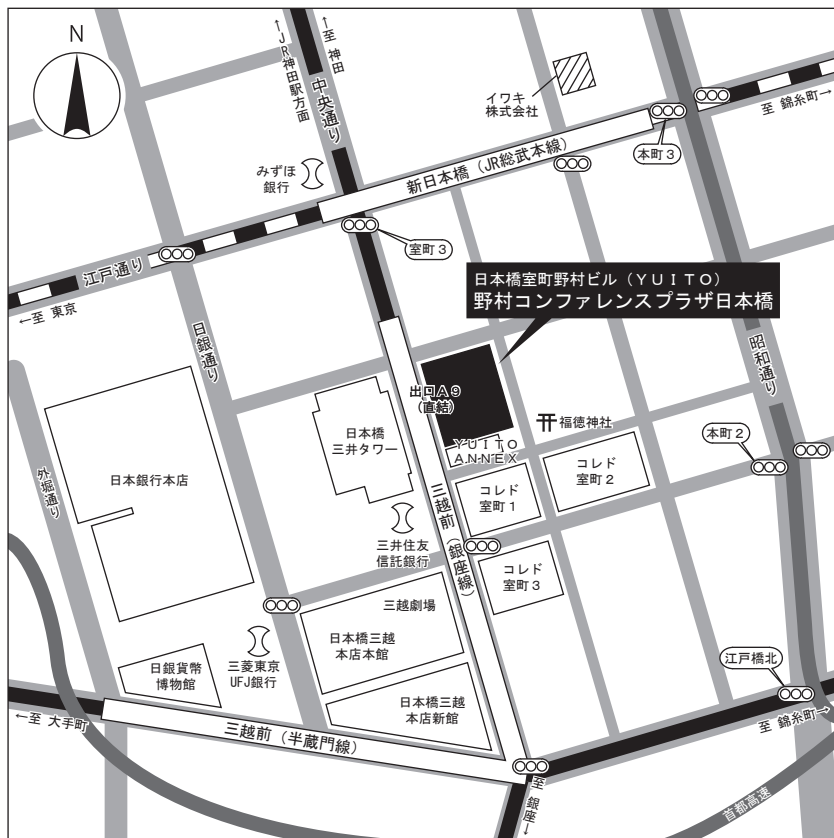
(8) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とします。

なお、本制度の詳細については、平成29年1月24日付「取締役向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場……東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル（YUUITO） 6階大ホール

最 寄 駅 { J R …… 「神田駅」より徒歩約10分
「新日本橋駅」より徒歩約5分
地下鉄……銀座線・半蔵門線「三越前駅」（A9番出口直結）